

ラップ業務に関する業務運営基準

平成23年3月23日
理事会決議

証券業を営む会員が、投資顧問業務（投資一任契約に係る業務又は投資助言業務をいう。）に係る報酬と売買執行手数料、口座管理料等の手数料を運用資産残高に応じて一括して徴収する契約を顧客との間で締結し、その契約に基づいて行う業務（「ラップ業務」という。）を運営する場合には、「業務運営にあたり留意すべき基準について（平成3年2月27日理事会決議）」を適用せず、以下の基準（以下「本基準」という。）を適用する。

なお、本基準において、証券業とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第28条第1項及び第2項に規定する業又は金商法第33条の2第2号に規定する登録金融機関が、金商法上の登録を受けた行為のいずれかを行う業をいう。また、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定するものをいう。）を営む会員で、登録金融機関として証券業務を行う者は、特に定めのない限り「証券業を営む会員」に含まれる。

1. 忠実義務

会員は、顧客（会員が締結した投資一任契約又は投資顧問契約に係る顧客をいう。以下同じ。）のために忠実に業務を行うことを業務運営の基本としなければならない。

会員は、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することや自己の利益を優先させるといった利益相反行為を防止し、顧客との信頼関係を損なわないよう、公正性・適正性を確保することが求められる。

2. 適正な価格による取引

会員が顧客に対して有価証券等（有価証券又はデリバティブ取引に係る権利をいう。以下同じ。）の投資判断に関し助言を行い若しくは顧客のために投資を行う場合、又は自己の計算で有価証券等の取引を行う場合には、適正な価格（有価証券市場等における市場価格若しくは市場価格を基準とした適正な価格、又は諸般の状況から総合的に適正と判断される価格）に基づかなければならない。

なお、会員が顧客の有価証券等以外の金融商品の投資判断に関し、特別の事情により一時的あるいは暫定的に助言を行い若しくは顧客のために投資を行う場合、又は自己の計算で有価証券等以外の金融商品の取引を行う場合についてもこれに準ずる。

会員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方等の選択にあたっては、取引の価格・手数料のほか、相手方の取引の執行能力、情報提供能力、並びに執行結果の報告及び金銭又は有価証券の管理等の事務執行能力などその時点における諸般の状況を総合的に勘案のうえ、最も顧客の利益に資すると判断される相手方及び条件による発注に努める。

会員は、有価証券等の取引を行うにあたって作為的相場形成を意図した相場操縦的行為（金商法第 159 条）など証券市場の公正性を害する行為を行ってはならない。

〔→運用細則 1〕

3. 損失の負担、特別の利益の提供の禁止

会員は、金商法第 38 条の 2 第 2 号、第 41 条の 2 第 5 号及び第 42 条の 2 第 6 号の規定に留意し、直接、間接を問わず事後的にも損失の負担、特別の利益の提供を行わない旨を、次により予め契約書上明らかにする。

イ 投資一任契約については、契約締結時に年金投資一任契約書サンプル（平成 2 年 3 月 28 日 理事会了承）第 11 条と同趣旨の文言を織り込む。なお、既に締結されている契約については、契約更新又は更改時に同様の措置を講ずる。

〔→運用細則 2, 3〕

ロ 投資顧問契約については、投資顧問契約書（投資助言用）サンプル（平成 2 年 5 月 30 日 理事会了承）第 6 条第 2 項と同趣旨の文言を織り込むことにより、イに準じて措置する。

4. 有価証券等の取引

（1）会員が自己の計算で行う有価証券等の取引

会員が自己の計算による有価証券等の取引を行うときは、顧客の利益及び信頼を損なうことのないよう、次に定めるところによる。なお、信託業務を営む会員が行う信託財産に係る有価証券等の取引は「自己の計算で行う有価証券等の取引」には含まれない。

イ 会員が自己の計算により有価証券等の取引を行う場合には、金商法第 41 条の 2 第 2 号及び第 4 号、第 41 条の 3 並びに第 42 条の 2 第 3 号及び第 5 号の規定の趣旨に則り、顧客との間に利益相反の生ずることのないよう、下記（イ）（ロ）による。

ただし、社内規程により自己取引担当部門及びその責任者を顧客に係る運用情報から隔離する体制が確立されており、かつ、当該情報の遮断に係るチェック体制が整備されることにより、顧客との間に利益相反が生じない体制が確立している場合はこの限りではない。

（イ）顧客の有価証券等の取引の意思決定がなされた場合には、その取引が終了するまでの間、自己の計算による同一銘柄の有価証券等の取引は行わない（顧客の有価証券等の売買動向等について個別具体的な情報を得ている場合に限る。）。

（ロ）顧客の有価証券等の取引終了後に自己の計算による同一銘柄の有価証券等の取引を行う場合には、その取引の実施時期の決定にあたり、利益相反的行為と疑われることのないよう配慮する（顧客の有価証券等の売買動向等について個

別具体的な情報を得ている場合に限る。)

ロ 会員の自己の計算による有価証券等の取引は、投資を目的とする場合に限り、かつ、財務内容の健全性を損なうことのないよう留意して行う。

ただし、金商法第2条第8項第1号に掲げる行為を業として行う取引はこの限りでない。

[→運用細則4]

(2) 役員又は使用人が自己の計算で行う株式等の取引

会員は、その役員又は使用人が自己の計算で行う株式等（株式並びに新株予約権付社債及び他社株転換条項付社債等株式に転換する権利・可能性を有する社債等をいう。以下同じ。）の取引について、次に掲げる最低必要要件を具備した社内規程を制定するとともに、その取引が顧客の利益及び信頼を損なうことのないよう社内研修の実施等により趣旨の周知徹底に努める。

イ 役員（非常勤役員を除く。）、使用人及びこれらと生計を一にする親族（直系尊属を除く。）に適用する。

ロ イに掲げる者が行う取引については、取引の日付、取扱証券会社名・取引口座名、銘柄・数量・売買の別等を届け出る。

ハ 株式等の取引は投資を目的とする場合に限り行うことなどその保有、取引について必要な条件を付する。

ニ 管理責任者を設置する。

[→運用細則4, 5, 6, 7, 8, 9]

(3) 会員、役員、使用人、親法人等・子法人等又は主要株主が自己の計算で顧客の相手方となる有価証券等の取引

イ 会員は、自己の計算で顧客の相手方となる有価証券等の取引を行ってはならない。ただし、下記4（4）（会員が顧客の相手方となる有価証券等の取引）に該当する取引を除く。

ロ 会員は、顧客のために金商法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為を行う場合において、その役員、使用人、親法人等（金商法第31条の4第3項に規定する「親法人等」をいう。以下同じ。）・子法人等（同法第31条の4第4項に規定する「子法人等」をいう。以下同じ。）又は主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する「主要株主」をいう。以下同じ。）が自己の計算で顧客の相手方となる有価証券等の取引を行わない。

ただし、親法人等・子法人等又は主要株主が証券業として当該取引を行う場合を除く。

[→運用細則10]

(4) 会員が顧客の相手方となる有価証券等の取引

イ 会員は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、投資一任契約に係る業務に関し顧客の相手方となる有価証券等の取引を行うことができる。

[→運用細則 11]

(イ) 投資一任契約の締結（変更を含む。以下同じ。）にあたり、別に定める事項を顧客に開示し顧客との合意の内容を契約書、契約細則等の文書に盛り込む（以下「包括事前開示・同意」という。）。この場合における顧客に開示すべき事項は、別表（１）イに定める。

なお、当該合意の有効期間は投資一任契約締結の日から１年とし、特段の意思表示がない限り自動的に更新することができる（以下、包括事前開示・同意に係る有効期間について同じ。）。

[→運用細則 12]

(ロ) 取引を行う場合においては、別に定める事項について取引の都度、事後速やかに文書、ファクシミリ又は電子メール等により、顧客に開示（以下「事後速やか開示」という。）する。この場合における顧客に開示すべき事項は、別表（１）ロに定める。

なお、別表（１）ロに定める事項の開示については、金商法第 37 条の 4 に規定する書面の交付をもって事後速やか開示に替えることができる。

[→運用細則 13, 14, 15]

ロ 会員は、投資一任契約に係る業務に関し顧客を相手方として、金商法第 2 条第 8 項第 16 号若しくは第 17 号又は同法第 35 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる業務を行うときは、顧客の利益及び信頼を損なうことのないよう金商法等の規定に基づき適正に行わなければならない。

(5) 証券業を営む親法人等・子法人等が顧客の相手方となる有価証券等の取引

イ 会員は、顧客のために有価証券等の取引を行う場合において、証券業を営む親法人等・子法人等が顧客の相手方となるときは、次に定めるところによる。

[→運用細則 11]

(イ) 会員は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、当該取引を行うことができる。

① 別表（２）イに定める事項についての包括事前開示・同意

② 取引を行う場合においては、別表（２）ロに定める事項についての事後速やか開示

[→運用細則 12, 13, 14, 15]

(ロ) 会員は、以下の場合においては、事後速やか開示を省略して差し支えない。

① 当該取引が複数の相手先から条件提示を受けるなどにより顧客にとって有利かつ適正な条件を満たすと判断され、その判断に係る記録を保存する場合

② 当該親法人等・子法人等との取引が、最適執行の観点から顧客の利益に資するものであることが資料等により説明可能であると判断される場合

[→運用細則 16, 17, 18, 19]

(6) 関係外国法人等との有価証券等の取引

会員がその関係外国法人等（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府

令」という。) 第 126 条第 3 号に規定する「関係外国法人等」をいう。以下同じ。) と有価証券等の取引を行う場合には、利益相反行為を防止する態勢を構築しなければならない。

5. 有価証券等の顧客資産への組入れ

(1) 会員が発行等する有価証券の顧客資産への組入れ

イ 会員が発行する有価証券の顧客資産への組入れ

会員は、自己が発行する有価証券を顧客資産に組み入れない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。組入れにあたっては、顧客の利益及び信頼を損なわないよう十分留意する。

(イ) 文書による顧客の指示に基づいて行うインデックス運用に伴う組入れ

[→運用細則 12, 20, 21]

(ロ) 以下の①及び②の双方を満たす組入れ

① 次に掲げる開示を行うこと ((i) の場合においては併せて顧客の同意を得る。)

(i) 別表 (3) イに定める事項についての包括事前開示・同意

(ii) 組入れを行う場合においては、別表 (3) ロに定める事項についての事後速やか開示

(ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合を除く。)

(iii) 売却を行う場合においては、別表 (3) ハに定める事項についての事後速やか開示

(ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合を除く。)

[→運用細則 12, 13, 14, 15]

② 当該有価証券の組入れ額が顧客の運用資産毎にその資産額の、株式等にあつては 100 分の 10、株式等以外の有価証券にあつては 100 分の 30 を超えない範囲で行う組入れ

(なお、新規に発行する有価証券を組み入れる場合は、自己の投資一任契約に係る全運用資産に組み入れる当該新規発行有価証券の総額の新規発行総額に占める割合が、株式等にあつては 100 分の 10、株式等以外の有価証券にあつては 100 分の 30 を超えてはならない。)

ロ 会員が引受け等を行う有価証券の顧客資産への組入れ

会員は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、自己が引受け等（金商業等府令第 130 条第 1 項第 9 号に規定する有価証券の引受け等をいう。以下同じ。）を行う有価証券を顧客資産に組み入れることができる（金商業等府令第 147 条第 4 号に規定する「予定していた額」に該当するものがない有価証券については本規定は適用されない。）。

ただし、特定されている有価証券の組入れについてあらかじめ文書による顧客の同意があるときは、下記（ロ）の規定は適用されない。組入れにあたっては、顧客の利益及び信頼を損なわないよう十分留意する。

[→運用細則 12, 22, 23]

(イ) 次に掲げる開示を行うこと（①の場合においては併せて顧客の同意を得る。）

- ① 別表（５）イに定める事項についての包括事前開示・同意
- ② 組入れを行う場合においては、別表（５）ロに定める事項についての事後速やか開示
（ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合を除く。）

[→運用細則 12, 13, 14, 15]

(ロ) 自己の投資一任契約に係る全運用資産に組み入れる当該有価証券の総額の当該有価証券の引受け等の額に占める割合が、株式等にあつては 100 分の 10、株式等以外の有価証券にあつては 100 分の 30 を超えない範囲で行う組入れ（あらかじめ引受け等の額が確定しない有価証券を組み入れる場合は、当該限度額を超えないよう留意する。）

ハ 助言の場合の準用規定

上記イ及びロの規定は、会員が各規定に該当する有価証券の投資について助言（顧客の資産の額を前提とした助言に限る。）する場合に準用する。

ただし、イ（ロ）及びロ（イ）に規定する包括事前開示・同意のうち、同意は適用されず、開示については、包括事前開示の方法による。

[→運用細則 24]

包括事前開示事項

- イ（ロ）：別表（３）イ①及び④
- ロ（イ）：別表（５）イ①及び④

(2) 親法人等・子法人等が発行等する有価証券の顧客資産への組入れ

イ 親法人等・子法人等が発行する有価証券の顧客資産への組入れ

会員は、親法人等・子法人等が発行する有価証券を顧客資産に組み入れない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。組入れにあたっては、顧客の利益及び信頼を損なわないよう十分留意する。

(イ) 文書による顧客の指示に基づいて行うインデックス運用に伴う組入れ

[→運用細則 12, 20, 21]

(ロ) 文書による顧客の指示に基づいて行う集団投資スキーム持分（金商法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に規定する権利をいう。）の組入れ

[→運用細則 12, 20]

(ハ) 以下の①及び②の双方を満たす組入れ

- ① 次に掲げる開示を行うこと（(i) の場合においては併せて顧客の同意を得る。）
 - (i) 別表（３）イに定める事項についての包括事前開示・同意

(ii) 組入れを行う場合においては、別表(3)ロに定める事項についての事後速やか開示

(ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合を除く。)

(iii) 売却を行う場合においては、別表(3)ハに定める事項についての事後速やか開示

(ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合を除く。)

[→運用細則 12, 13, 14, 15]

② 当該有価証券の組入れ額が顧客の運用資産毎にその資産額の、株式等にあつては100分の10、株式等以外の有価証券にあつては100分の30を超えない範囲で行う組入れ

(なお、新規に発行する有価証券を組み入れる場合は、自己の投資一任契約に係る全運用資産に組み入れる当該新規発行有価証券の総額の新規発行総額に占める割合が、株式等にあつては100分の10、株式等以外の有価証券にあつては100分の30を超えてはならない。)

ロ 投資信託委託業を営む親法人等・子法人等が設定する投信の顧客資産への組入れ

会員の親法人等・子法人等が投資信託委託業を営む場合において、会員は当該親法人等・子法人等が設定を行う投資信託の受益証券(以下「親法人等・子法人等設定投信」という。)を顧客資産に組み入れる場合は、次に定めるところによる。組入れにあつては、顧客の利益及び信頼を損なわないよう十分留意する。

なお、このロの規定は、会員が助言を行い又は運用権限の委託を受ける非親法人等・子法人等設定投信の受益証券、会員の親法人等・子法人等が助言を行い又は運用権限の委託を受ける非親法人等・子法人等設定投信の受益証券、及び会員の親法人等・子法人等が外国で設定する投信の受益証券を顧客資産に組み入れる場合に準用する。

[→運用細則 25, 26, 27]

(イ) 会員は、親法人等・子法人等設定投信を次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り組み入れることができる。

① 次に掲げる開示を行うこと((i)の場合においては併せて顧客の同意を得る。)

(i) 別表(4)イに定める事項についての包括事前開示・同意

(ii) 組入れを行う場合においては、別表(4)ロに定める事項についての事後速やか開示

(ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合を除く。)

(iii) 解約、買取請求、売却等を行う場合においては、別表(4)ハに定める事項についての事後速やか開示

(ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認でき

る場合を除く。)

(iv) 組み入れている投資信託の決算期においては、別表(4)ニに定める事項

[→運用細則 12, 13, 14, 15, 28]

② 親法人等・子法人等設定投信(上記ロなお書に該当する非親法人等・子法人等設定投信等を含む。)の組入れ額が、顧客の運用資産毎にその資産額の2分の1を超えない範囲であること

ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(i) 顧客が金融機関であるとき

(ii) 有価証券等の運用に関する顧客の知識、経験、内部体制等に照らし、顧客が自己責任負担能力を有すると認められる者であるとき

(iii) 特定されている投資信託の組入れについてあらかじめ文書による顧客の同意があるとき

(iv) 顧客資産に組み入れる親法人等・子法人等設定投信についての選定基準があり、当該基準に適合した親法人等・子法人等設定投信を組み入れるとき(ただし、顧客から要請を受けた際に、当該基準とその基準に照らした組入れの理由について速やかに回答できる態勢を整えている場合に限る。)

(v) 一時的に2分の1を超えることとなるとき又は特別の事情がありかつ文書による顧客の同意があるとき

[→運用細則 12, 23, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35]

(ロ) 会員は、ファンド・オブ・ファンズ等を通じて実質的に親法人等・子法人等設定投信に投資を行うスキームを顧客に提供する場合には、実質的に投資対象となる親法人等・子法人等設定投信について、その選定の基準を定め、顧客から要請を受けた際にはその選定の基準、組入れの理由等について顧客に説明できる態勢を整えるなど、顧客利益の保護に努めるものとする。

[→運用細則 36, 37]

ハ 証券業を営む親法人等・子法人等が引受け等を行う有価証券の顧客資産への組入れ

会員は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、証券業を営む親法人等・子法人等が引受け等を行う有価証券を顧客資産に組み入れることができる(金商業等府令第153条第1項第13号及び第154条第7号に規定する「予定していた額」に該当するものがない有価証券については本規定は適用されない。)

ただし、特定されている有価証券の組入れについてあらかじめ文書による顧客の同意があるときは、下記(ロ)の規定は適用されない。組入れにあたっては、顧客の利益及び信頼を損なわないよう十分留意する。

[→運用細則 12, 23, 38]

(イ) 次に掲げる開示を行うこと(①の場合においては併せて顧客の同意を得る。)

① 別表(5)イに定める事項についての包括事前開示・同意

② 組入れを行う場合においては、別表(5)ロに定める事項についての事後速やか開示

(ただし、事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合を除く。)

[→運用細則 12, 13, 14, 15]

(ロ) 自己の投資一任契約に係る全運用資産に組み入れる当該親法人等・子法人等から取得する当該有価証券の組入れ総額の当該親法人等・子法人等の当該有価証券の引受け等の額に占める割合が、株式等にあつては 100 分の 10、株式等以外の有価証券にあつては 100 分の 30 を超えない範囲で行う組入れ(あらかじめ引受け等の額が確定しない有価証券を組み入れる場合は、当該限度額を超えないよう留意する。)

二 助言の場合の準用規定

上記イ、ロ及びハの規定は、会員が各規定に該当する有価証券の投資について助言(顧客の資産の額を前提とした助言に限る。)する場合に準用する。

ただし、イ(ハ)、ロ(イ)及びハ(イ)に規定する包括事前開示・同意のうち、同意は適用されず、開示については、包括事前開示の方法による。

[→運用細則 39]

包括事前開示事項

イ(ハ)：別表(3)イ①②及び④

ロ(イ)：別表(4)イ①②及び⑤

ハ(イ)：別表(5)イ①②及び④

(3) 関係外国法人等が発行等する有価証券の顧客資産への組入れ

会員は、その関係外国法人等が発行等する有価証券を顧客資産に組み入れる場合、又は顧客資産に組み入れることを内容とした助言を行う場合には、金商業等府令第 130 条第 1 項第 9 号又は第 126 条第 3 号の規定の趣旨に則り、利益相反行為を防止する態勢を構築しなければならない。

6. 運用資産相互間の有価証券等の取引

会員は、投資一任契約に係る顧客の運用資産相互間の有価証券等の取引については、金商法第 42 条の 2 第 2 号及び民法第 108 条の規定の趣旨に留意し、原則として当該取引を行わない。

金商業等府令第 129 条に則って当該取引を行う場合には、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。)[VI-2-2-1 (2) ③運用財産相互間における取引]の記載事項に留意しなければならない。

なお、当該取引を行った場合には、金商業等府令第 134 条第 1 項第 6 号ロにおいて運用報告書の記載事項とされている「他の運用財産」との間の取引として記載を要することに留意する。

7. 投資一任契約に係る業務の委託

会員は、金商法第 42 条の 3 の規定に基づき、会員が顧客から一任された投資判断及び委任された投資を行うのに必要な権限の全部又は一部を委託する場合は、次のことに留意する。

- イ 当該委託が、会員の運用能力の専門性に対する顧客の信認に基づいて委任された投資一任契約の本旨に則ったものであること
- ロ 法令諸規則、協会自主規制ルール等に則ってその業務を遂行するために必要な事項を、委託契約書等に規定すること
- ハ 委託契約書には、当該業務の遂行に伴って生ずる当該委託契約の委託先の責任の範囲、その他紛争の防止又はその適正処理のために必要な事項について定めること

8. 顧客の自主的判断に基づく契約の締結

- イ 会員は、金商法第 41 条の 5 及び第 42 条の 6 に抵触する行為を行わないことはもちろん、自己の貸付部門、親法人等・子法人等又は関係外国法人等からの貸付けを裏付けとした顧客の開拓は行わない。
- ロ このため、会員は、投資顧問契約又は投資一任契約の締結にあたって顧客の運用資金の性格の把握に努め、当該資金が自己の貸付部門、親法人等・子法人等又は関係外国法人等からの貸付けによるものであることの心証を得た場合には、当該契約が顧客の自主的投資意思に基づいて締結されるものであることについて文書により顧客の確認を得る。なお、当該資金の性格の把握又は顧客の確認に係る経緯等については、これを記録し保存する。

〔→運用細則 40, 41, 42, 43, 44, 45〕

- ハ 金商法第 45 条第 3 号又は第 4 号の規定により、投資顧問契約又は投資一任契約に関し、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第 23 条に規定する投資家をいう。）である顧客に対してイ、ロは適用しない。この場合、金商法第 41 条第 2 項及び第 42 条第 2 項の趣旨に留意する。

9. 適正な業務運営にあたっての体制整備

会員は、その業務を行うにあたり本基準の遵守状況を「業務執行体制に関する自主規制基準（平成 12 年 6 月 16 日理事会決議）」1.（2）に定めるコンプライアンス管理責任者の管理対象とするなど、適正な業務運営が確保されるよう、社内体制を整備しなければならない。

附 則

本基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 開示項目

(1) 会員が顧客の相手方となる有価証券等の取引を行う場合の開示項目 (→4 (4))

[→運用細則 46]

イ 契約時

- ① 顧客の利益に資すると判断する場合には取引の相手方として自己の証券部門に発注を行いうる旨
- ② 取引を実施した場合には③に掲げる事項を速やかに開示する旨
- ③ 取引実施後の事後速やか開示事項
- ④ 包括事前開示に対する同意内容の顧客の申出による随時変更の可否

ロ 取引実施後

- ⑤ 自己の証券部門に発注した旨
- ⑥ 自己取引・委託取引の別
- ⑦ 自己の証券部門への発注が顧客の利益に資すると判断した理由
- ⑧ 取引実施日
- ⑨ 証券種別・銘柄、売買の別、数量及び価格

(2) 証券業を営む親法人等・子法人等が顧客の相手方となる有価証券等の取引を行う場合の開示項目 (→4 (5))

[→運用細則 46]

イ 契約時

- ① 顧客の利益に資すると判断する場合には取引の相手方として親法人等・子法人等に発注を行うことがある旨
- ② 対象となる親法人等・子法人等名
- ③ 取引実施後の事後速やか開示事項 (ただし、以下の場合には事後速やか開示を省略することがある旨
 - (i) 当該取引が複数の相手先から条件提示を受けるなどにより顧客にとって有利かつ適正な条件を満たすと判断され、その判断に係る記録を保存する場合
 - (ii) 当該親法人等・子法人等との取引が、最適執行の観点から顧客の利益に資するものであることが資料等により説明可能であると判断される場合))
- ④ 包括事前開示に対する同意内容の顧客の申出による随時変更の可否

ロ 取引実施後

- ⑤ 親法人等・子法人等に発注した旨
- ⑥ 親法人等・子法人等への発注が顧客の利益に資すると判断した理由
- ⑦ 取引実施日
- ⑧ 証券種別・銘柄、売買の別、数量及び価格

(3) 会員又は親法人等・子法人等が発行する有価証券を顧客資産に組み入れる場合の開示項目 (→5 (1) イ、5 (2) イ)

[→運用細則 46]

イ 契約時

- ① 顧客の利益に資すると判断する場合には自己又は親法人等・子法人等が発行する有価証券を組み入れることがある旨
- ② 親法人等・子法人等が発行する有価証券の場合にあっては、対象となる親法人等・子法人等名
- ③ 組入れ実施後の事後速やか開示事項 (契約時に事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合には省略可)
- ④ 組入れ金額又は比率の上限
- ⑤ 包括事前開示に対する同意内容の顧客の申出による随時変更の可否

ロ 組入れ実施後

- ⑥ 自己又は親法人等・子法人等が発行する有価証券を組み入れた旨及び実施日 (約定日)
- ⑦ 組み入れた有価証券の金額 (親法人等・子法人等が発行する有価証券の場合にあっては、組み入れた有価証券の名称も開示する)
- ⑧ 組入れが顧客の利益に資すると判断した理由

ハ 売却実施後

- ⑨ 自己又は親法人等・子法人等が発行する有価証券を売却した旨及び実施日 (約定日)
- ⑩ 売却した有価証券の金額 (親法人等・子法人等が発行する有価証券の場合にあっては、売却した有価証券の名称も開示する)
- ⑪ 売却が顧客の利益に資すると判断した理由

(4) 親法人等・子法人等設定投信を顧客資産に組み入れる場合の開示項目 (→5 (2) ロ)

[→運用細則 46, 47, 48, 49]

イ 契約時

- ① 顧客の利益に資すると判断する場合には親法人等・子法人等設定投信 (自己が助言を行い又は運用権限の委託を受ける非親法人等・子法人等設定投信、会員の親法人等・子法人等が助言を行い又は運用権限の委託を受ける非親法人等・子法人等設定投信、及び会員の親法人等・子法人等が外国で設定する投信を含む。以下同じ。) を組み入れることがある旨、及びその投信の投資分野
- ② 対象となる親法人等・子法人等名 (上記①の括弧内の場合においては投資信託の委託会社名)
- ③ 組入れ実施後等の事後速やか開示事項 (契約時に事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合には省略可)
- ④ 自己が投資信託委託会社に助言を行う場合、又は、自己が運用権限の委託を受ける場合に受け取る投資信託に係る報酬と投資顧問料の調整方法

- ⑤ 組入れ金額又は比率の上限
- ⑥ 包括事前開示に対する同意内容の顧客の申出による随時変更の可否

ロ 組入れ実施後

- ⑦ 親法人等・子法人等設定投信を組み入れた旨及び実施日（約定日）
- ⑧ 組み入れた投資信託の名称、金額
- ⑨ 組入れに伴うコストのうち顧客が負担した額
- ⑩ 組入れが顧客の利益に資すると判断した理由
- ⑪ 投資信託の目論見書及び運用報告書
- ⑫ 自己が投資信託委託会社に助言を行い又は運用権限の委託を受ける投信にあつては自己が受け取る投資信託に係る報酬

ハ 解約・買取請求・売却等実施後

- ⑬ 親法人等・子法人等設定投信を解約・買取請求・売却等実施した旨、実施日（約定日）及びその親法人等・子法人等名
- ⑭ 当該投資信託の名称、金額
- ⑮ 解約・買取請求・売却等に伴うコストのうち顧客が負担した額
- ⑯ 解約・買取請求・売却等が顧客の利益に資すると判断した理由

ニ 投資信託の決算期

- ⑰ 運用報告書、保有有価証券明細

（５）会員又は証券業を営む親法人等・子法人等が引受け等を行う有価証券を顧客資産に組み入れる場合の開示項目（→５（１）ロ、５（２）ハ）

[→運用細則 46, 47]

イ 契約時

- ① 顧客の利益に資すると判断する場合には自己又は親法人等・子法人等が引受け等を行う有価証券を組み入れることがある旨、及びその有価証券の投資分野
- ② 親法人等・子法人等が引受け等を行う有価証券の場合にあつては、対象となる親法人等・子法人等名
- ③ 組入れ実施後の事後速やか開示事項（契約時に事後速やか開示を不要とする旨の顧客の意思を文書で確認できる場合には省略可）
- ④ 組入れ金額又は比率の上限
- ⑤ 包括事前開示に対する同意内容の顧客の申出による随時変更の可否

ロ 組入れ実施後

- ⑥ 自己又は親法人等・子法人等が引受け等を行う有価証券を組み入れた旨
- ⑦ 組み入れた有価証券の名称、金額
- ⑧ 組入れが顧客の利益に資すると判断した理由

運用細則

運用細則 1〔2〕	<p>「有価証券市場等における市場価格若しくは市場価格を基準とした適正な価格、又は諸般の状況から総合的に適正と判断される価格」については、公社債の店頭売買その他の取引に関し、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則（日本証券業協会自主規制規則）」第 12 条から第 16 条の規定が、又、外国証券の取引に関し、「外国証券の取引に関する規則（日本証券業協会自主規制規則）」第 16 条から第 18 条の規定があることに留意する。</p> <p>外国有価証券市場については、現地法制にも留意する。</p> <p>なお、自己の証券部門と取引を行う場合には、顧客にとって最良と判断される条件で実施する。</p>
運用細則 2〔3イ〕	<p>会員の判断により契約更新又は更改前に同様の措置を講ずることは差し支えない。</p>
運用細則 3〔3イ〕	<p>顧客との合意は文書によるものとし、その形式は会員の裁量に委ねる。ただし、事柄の重要性にかんがみ、契約の全文差替え又は変更・追加契約によることが望ましい。</p>
運用細則 4〔4（1）ロ、4（2）ハ〕	<p>「投資を目的とする場合」とは、例えば、通常の世界環境の下で 6 ヶ月以上保有することを予定して有価証券等の取引を行う場合をいう。</p>
運用細則 5〔4（2）本文〕	<p>「会員」が投資助言会員の場合にあつては、顧客の株式等の売買動向等について個別具体的な情報を得ている場合に限り適用があることに留意する。</p>
運用細則 6〔4（2）本文、ハ〕	<p>「株式等の取引」には、株式累積投資、及び株式ミニ投資に係る取引を含む。</p>

<p>運用細則 7 [4 (2) ロ]</p>	<p>ロにより届け出る場合において、その届出が株式累積投資に係る株式の取引に関するものであるときは、次の時期において、それぞれ次に定める事項等を届け出る。</p> <p>※加入時[契約変更時を含む。]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結日 ・ 取扱証券会社名 ・ 取引口座名 ・ 銘柄 ・ 払込金(当該銘柄につき予め定めた各月の払込金額) <p>ただし、契約変更（払込金の変更、休止又は再開）の場合にあっては、その申出日及び当該契約に係る変更内容。</p> <p>※売却時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売却日 ・ 取扱証券会社名 ・ 取引口座名 ・ 銘柄 ・ 数量
<p>運用細則 8 [4 (2) 本文、ロ、ハ]</p>	<p>「取引」には、株式等の募集又は売出しによる取得を含む。</p>
<p>運用細則 9 [4 (2) ニ]</p>	<p>管理責任者の協会への届出は不要とする。</p>
<p>運用細則 10 [4 (3) ロ]</p>	<p>役員、使用人、親法人等・子法人等又は主要株主が自己の計算で投資顧問契約の顧客の相手方となる取引の助言を会員が行う場合についても準用する。</p>
<p>運用細則 11 [4 (4) イ、4 (5) イ]</p>	<p>投資有価証券としての有価証券等の取引については、4 (3) イ（ただし書を除く。）が適用される。「投資有価証券」とは、会員又は親法人等・子法人等が証券業を営む場合においてその営業の目的以外の目的で保有する有価証券（例えば、金商業等府令第 172 条に規定する別紙様式第 12 号の「投資有価証券」）をいう。</p>

<p>運用細則 12〔4（4）イ（イ）、4（5）イ（イ）①、5（1）イ（イ）、イ（ロ）①（i）、（ii）ただし書、（iii）ただし書、ロ本文ただし書、ロ（イ）①、②ただし書、5（2）イ（イ）、イ（ロ）、イ（ハ）①（i）、（ii）ただし書、（iii）ただし書、ロ（イ）①（i）、（ii）ただし書、（iii）ただし書、ロ（イ）②（iii）、ハ本文ただし書、ハ（イ）①、②ただし書〕</p>	<p>「包括事前開示・同意」に係る文書、顧客の指示に関する文書、「事後速やか開示」を不要とする文書、及び特定されている有価証券の組入れに関する顧客の同意文書は、顧客毎に保存又は別途一括して保存するものとし、その保存の期間は契約終了の日から5年間とする。</p>
<p>運用細則 13〔4（4）イ（ロ）、4（5）イ（イ）②、5（1）イ（ロ）①（ii）、（iii）、ロ（イ）②、5（2）イ（ハ）①（ii）、（iii）、ロ（イ）①（ii）、（iii）、ハ（イ）②〕</p>	<p>「事後速やか開示」に替えて、取引の都度事前に開示することは差し支えない。この場合の開示項目は「事後速やか開示」に準ずることとし、価格についての開示は省略することができる。なお、取引の都度事前に開示することを不要とする旨の顧客の同意がある場合には、当該同意は引き続き有効とみなす。</p>
<p>運用細則 14〔4（4）イ（ロ）、4（5）イ（イ）②、5（1）イ（ロ）①（ii）、（iii）、ロ（イ）②、5（2）イ（ハ）①（ii）、（iii）、ロ（イ）①（ii）、（iii）、ハ（イ）②〕</p>	<p>「事後速やか開示」は、原則として取引約定後3営業日以内に行うこととする。</p>

<p>運用細則 15〔4（4）イ（ロ）、4（5）イ（イ）②、5（1）イ（ロ）①（ii）、（iii）、ロ（イ）②、5（2）イ（ハ）①（ii）、（iii）、ロ（イ）①（ii）、（iii）、ハ（イ）②〕</p>	<p>取引の都度開示する文書等は、顧客毎に保存又は別途一括して保存するものとし、その保存の期間は、当該開示の日から1年間とする。 法令等で別途保存期間が定められている文書等に留意する。</p>
<p>運用細則 16〔4（5）イ（ロ）①〕</p>	<p>「複数の相手先から条件提示を受けるなど」の「など」とは、例えば、引合いを出したにもかかわらず相手先から条件の提示が受けられなかった場合、引き合う適当な相手先が見出せない地域等において、条件提示以外の何等かの判断根拠を見出せる場合等を想定している。</p>
<p>運用細則 17〔4（5）イ（ロ）①〕</p>	<p>「適正な条件」とは、顧客にとって有利であるばかりでなく特別の利益の提供となるおそれのない条件をいう。</p>
<p>運用細則 18〔4（5）イ（ロ）①〕</p>	<p>「その判断に係る記録を保存する」場合の保存の期間は、当該記録作成の日から7年間とする。</p>
<p>運用細則 19〔4（5）イ（ロ）②〕</p>	<p>「最適執行」とは、取引の価格・手数料のほか、相手方の取引の執行能力、情報提供能力、並びに執行結果の報告及び金銭又は有価証券の管理等の事務執行能力など諸般の状況を総合的に勘案のうえ、最も顧客の利益に資すると判断される執行をいう。</p>
<p>運用細則 20〔5（1）イ（イ）、5（2）イ（イ）、イ（ロ）〕</p>	<p>「文書による顧客の指示」とは、契約書、覚書等において顧客の運用方針として明示されていることをいう。</p>
<p>運用細則 21〔5（1）イ（イ）、5（2）イ（イ）〕</p>	<p>「インデックス運用」とは、特定の市場指標の動きにポートフォリオの純資産額の動きが連動することを目的として行われる運用をいう。</p>
<p>運用細則 22〔5（1）ロ本文〕</p>	<p>5（1）ロは引受け等有価証券の迂回はめ込み防止の観点から、自己の証券部門が引受け等を行った当該引受け等有価証券を親法人等・子法人等から取得して顧客資産に組み入れる場合にも適用されることに留意する。</p>

<p>運用細則 23〔5（1）ロ本文ただし書、5（2）ロ（イ）②（iii）、ハ本文ただし書〕</p>	<p>「特定されている」とは、個別銘柄について特定されているものをいう。</p>
<p>運用細則 24〔5（1）ハただし書〕</p>	<p>「包括事前開示」に替えて、助言の都度事前に開示することは差し支えない。この場合の開示項目は以下に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ（ロ）：別表（3）ロ⑥から⑧、ハ⑨から⑪ ・ロ（イ）：別表（5）ロ⑥から⑧
<p>運用細則 25〔5（2）ロ本文〕</p>	<p>この項における「顧客の利益及び信頼を損なわない」とは、投資信託の設定にあたり目標とし又は予定した応募額を確保するためのいわゆる押し込み販売等に類する行為を行わないことをいう。</p>
<p>運用細則 26〔5（2）ロなお書〕</p>	<p>「会員が助言を行い又は運用権限の委託を受ける」ものを組み入れる場合には、投資顧問料を調整する。</p>
<p>運用細則 27〔5（2）ロなお書〕</p>	<p>自己又は親法人等・子法人等が運用等に携わる会社型投資信託は、5（2）ロなお書に準ずる。</p>
<p>運用細則 28〔5（2）ロ（イ）①（iv）〕</p>	<p>運用報告書・保有有価証券明細は、顧客毎に保存又は別途一括して保存するものとし、その保存の期間は、当該作成の日から10年間とする。</p>
<p>運用細則 29〔5（2）ロ（イ）②〕</p>	<p>顧客の運用資産に対する組入れの範囲は次により算定する。</p> $\frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{当該組入れ日の} \\ \text{前日における既} \\ \text{組入親法人等・} \\ \text{子法人等設定投} \\ \text{信等の時価総額} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{当該組入れに係} \\ \text{る親法人等・子} \\ \text{法人等設定投信} \\ \text{等の数量} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該組入れに係} \\ \text{る親法人等・子} \\ \text{法人等設定投信} \\ \text{等の予想取得単} \\ \text{価} \end{array} \right\}}{\text{当該組入れ日の前日における契約資産時価総額}}$ <p>ただし、当該組入れ日に契約資産額（元本）の増減がある場合は、当該増減額を契約資産時価総額に加減する。また、「当該組入れ日の前日における契約資産時価総額」が審らかでないときは、継続して適用する場合に限り、前月末における契約資産時価総額に前月末から当該組入れ日の前日までの契約資産（元本）増減額を加減した額とすることができる。</p>

運用細則 30〔5（2）ロ（イ）②（i）〕	「金融機関」の範囲については、金商法に定める「適格機関投資家」（金商法第2条第3項第1号及び定義府令第10条）に準じて判断する。
運用細則 31〔5（2）ロ（イ）②（ii）〕	「内部体制等」には、コンサルタントを利用している場合を含む。
運用細則 32〔5（2）ロ（イ）②（ii）〕	「自己責任負担能力を有すると認められる者」については、顧客の知識、経験、内部体制等に照らし、顧客が自己の策定した運用方針を運用受託機関に提示し、その運用成果を評価することにより、運用受託機関を的確に選定・管理しうる等の視点から総合的に判断する。
運用細則 33〔5（2）ロ（イ）②（iv）〕	「選定基準」とは、定性基準、定量基準及びそれらを総合して組入れについて判断する方法について定められた基準をいう。定性基準については、運用体制を評価する観点を明確にするとともに、観点毎の評価基準を定める。定量基準については、パフォーマンス、リスクに関する数値基準を明記する。定性判断、定量判断を総合して組入れについて判断を行うに際しては、定性判断、定量判断がどのように用いられるのかを定めることとする。
運用細則 34〔5（2）ロ（イ）②（v）〕	「一時的」とは、例えば、ポートフォリオの構築又は組替えの過程等において一時的に（経常的でなく）キャッシュ比率が高水準となる場合等をいう。
運用細則 35〔5（2）ロ（イ）②（v）〕	「特別の事情」とは、例えば、時差分散投資等運用方式そのものに基因してキャッシュ比率が一時的でなく高水準となる場合、法令等により顧客に運用規制が課せられている場合等の合理的事情をいう。
運用細則 36〔5（2）ロ（ロ）〕	「選定の基準」については、運用細則 33 に定める「選定基準」に準じた内容とするなど、顧客の利益の保護を図る。
運用細則 37〔5（2）ロ（ロ）〕	会員が実質的な投資対象に関与できない場合、本規定は適用しない。

運用細則 38〔5(2)ハ本文〕	5(2)ハは引受け等有価証券の迂回はめ込み防止の観点から、当該親法人等・子法人等以外の親法人等・子法人等から当該引受け等有価証券を取得して顧客資産に組み入れる場合にも適用されることに留意する。
運用細則 39〔5(2)ニただし書〕	<p>「包括事前開示」に替えて、助言の都度事前に開示することは差し支えない。この場合の開示項目は以下に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ(ハ)：別表(3)ロ⑥から⑧、ハ⑨から⑪ ・ロ(イ)：別表(4)ロ⑦から⑩、ハ⑬から⑯ ・ハ(イ)：別表(5)ロ⑥から⑧
運用細則 40〔8ロ〕	運用資産価額の取決めがない投資顧問契約、年金資金の運用に係る投資顧問契約又は投資一任契約等、その性格上「運用資金の性格の把握」に親しまない契約については適用しない。
運用細則 41〔8ロ〕	当該資金の性格（貸付けによるものか否か、貸付けによるものである場合はその貸付元）の把握に係る経緯の記録は、顧客と直接折衝した役職員が稟議書、顧客台帳等に自ら記録・押印のうえ保存する。（保存期間は、契約日から5年間とする。電子データによる管理を行っている場合その他顧客と直接折衝した役職員が自ら記録・押印することが困難な場合は、稟議書、顧客台帳等に顧客と直接折衝した役職員の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項を記録することで、顧客と直接折衝した役職員が自ら記録・押印することに代えることができる。以下同じ。）
運用細則 42〔8ロ〕	前細則において、当該資金が自己の貸付部門、親法人等・子法人等若しくは関係外国法人等からの貸付けによるものでないことの心証が得られ、又は、自己の貸付部門、親法人等・子法人等若しくは関係外国法人等からの貸付けによるものであることの心証が得られない場合の経緯の記録にあたっては、折衝の相手方の氏名及び役職、折衝の具体的内容等も併せて記載する。
運用細則 43〔8ロ〕	当該資金が自己の貸付部門、親法人等・子法人等又は関係外国法人等の貸付けによるものであることの心証を得た場合における「顧客の確認」は、文書により行うこと（例えば契約細則への記載など）を原則とするが、それが困難な場合には、顧客と直接折衝した役職員が、稟議書、顧客台帳等に、確認の相手方の氏名及び役職、確認の内容、文書によることができなかつた事情等を自ら記録、押印のうえ保存することとしてもやむを得ない。

運用細則 44〔8ロ〕	当該資金が貸付けによるものであるとの心証が得られた場合、当該貸付けが自己の貸付部門、親法人等・子法人等又は関係外国法人等によるものであるか否かを把握することなく直ちに顧客の自主的投資意思に基づくものであることの確認を得ることとしても差し支えない。この場合における「顧客の確認」については、前細則に準ずる。
運用細則 45〔8ロ〕	資金の性格の把握又は顧客の意思の確認は、投資顧問契約又は投資一任契約を新たに締結（契約元本の増額を含む。）する場合に行う。
運用細則 46〔別表（1）から（5）各イの「契約時」関係〕	「契約時」には、契約の締結時のほか、4（4）イの文書の変更（会員組織・業務の変更、親法人等・子法人等の異動等に伴う文書の変更を含む。）時を含む。
運用細則 47〔別表（4）及び（5）各①の「投資分野」関係〕	「投資分野」とは、各別表に規定する有価証券等の種類に応じ、例えば、運用対象となる有価証券等の種類、取得を禁止する有価証券等の種類等、有価証券等を組み入れる場合の基本方針をいう。
運用細則 48〔別表（4）⑩の「投資信託の目論見書及び運用報告書」関係〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布した目論見書、運用報告書の内容に変化がない場合は、次回以降の組入れ時に配布しなくともよい。 ・ 当該投資信託が、金商法に定める「適格機関投資家」私募の方法により取得の申込みの勧誘が行われたものであり、投資信託約款をもって運用報告書を交付しない旨を定め、かつ顧客の同意を得ている場合は開示項目から除外できる。 ・ なお、当該投資信託が、金商法に定める「適格機関投資家」私募の方法により取得の申込みの勧誘が行われ、目論見書が存在しない場合は開示対象とはならない。

<p>運用細則 49〔別表 （4）⑰の「運用報告書、保有有価証券明細」関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 25 条第 2 号に規定される運用報告書の交付を要しない投資信託については、交付を不要とする。 ・ 投資信託財産の計算に関する規則第 59 条第 1 項第 2 号に規定する投資信託は、同号に定める期間で開示することで要件を満たしたものとみなす。 ・ 保有有価証券の明細が開示されない投資信託の場合は、開示項目から除外する。 ・ 当該投資信託が、金商法に定める「適格機関投資家」私募の方法により取得の申込みの勧誘が行われたものであり、投資信託約款をもって運用報告書を交付しない旨を定め、かつ顧客の同意を得ている場合は開示項目から除外できる。
--	--